

ワンヘルス教育プログラム実証事業業務委託に係る企画提案公募要領

この要領は、本提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下の事項を熟知し、企画・提案を行うこととする。

1 目的

本県では、令和6年度、令和7年度に、県内の大学におけるワンヘルス教育の普及と研究の活性化に向けて、ワンヘルスの概念や歴史、人獣共通感染症などを学ぶワンヘルス教育プログラム（複数の分野の授業動画あり）を作成した。

本事業は、今後、県内の大学にワンヘルス教育プログラムの導入を促進するため、受講学生及び関係教員の意見や授業評価結果等を分析・検証し、その結果を踏まえプログラムを改善すること、また、導入を検討する大学に導入事例として提案することを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：ワンヘルス教育プログラム実証事業業務
- (2) 委託内容：別紙「ワンヘルス教育プログラム実証事業業務仕様書」を参照
- (3) 予算規模：1件あたり1,797千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 委託者

福岡県 青少年政策課

4 委託期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで

5 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業完了後の精算払いとする。

6 応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 福岡県内の国立大学、公立大学又は私立大学であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

7 採択者予定者数 2大学

8 企画提案公募スケジュール

- (1) 質問受付期限：令和8年3月4日（水）15時まで
- (2) 企画提案書の提出期限：令和8年3月12日（木）15時まで

- (3) 審査期間（審査委員会による審査）：令和8年3月中旬
- (4) 審査結果の通知：令和8年3月下旬（予定）
- (5) 委託契約締結：令和8年4月上旬（予定）

9 公募説明会

(1) 日時・場所

令和8年2月27日（金）10時～11時

オンラインにて開催（詳細は説明会参加申込者に別途メールにて通知）

(2) 申込方法

①申込期限：令和8年2月26日（木）12時

②申込方法：電子メールにて別紙「説明会参加申込書」を提出すること。

③申込先：16 問い合わせ先

※説明会への出席を応募の条件とするものではない。

10 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

①質問期限：令和8年3月4日（水）15時

②質問方法：電子メールにて「質問書（様式3）」を提出すること。

電子メール送付後は、その旨を電話で連絡すること。なお、電話、口頭及びFAXによる質問は受け付けない。

③提出先：16 問い合わせ先

(2) 回答方法

質問者を匿名化し、令和8年3月9日（月）までに県ホームページに掲載する。なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答できない。

11 応募方法

(1) 応募書類

- ・応募申込書（様式1） 1部
- ・参加資格申出書（様式2） 1部
- ・企画提案書 6部

(2) 応募締切

令和8年3月12日（木）15時必着

(3) 提出方法及び提出先

応募書類は、持参（平日 9：00から17：00まで）又は郵送により以下に提出すること（FAX 及び電子メール不可）。

【提出先】

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 6階北棟

福岡県人づくり・県民生活部振興・青少年育成局青少年政策課大学係

1 2 企画提案書作成について

(1) 作成要領

企画提案書は、仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明するものとして、以下の内容を参考に作成すること。

項目	提案・記載内容
表紙	○「企画提案書」(表題)、大学の概要
業務内容等	○基本方針 ・業務を実施する上での基本的な考え方、コンセプト ○実施内容、方法 ・プログラムを活用した授業の実施内容(授業日数・時間、授業方法、単位数(1単位以上とする)、使用する動画、想定する外部講師等)について、詳細を記載 ※授業のシラバスを添付すること ・仕様書(4 業務内容)の実施内容等について、詳細を提案 ・仕様書を満たした上で、提案者独自の提案があれば記載 ・業務実施に当たって重視する事項等
実施体制	○委託業務の実施体制、職員の業務分担、業務実施スケジュール等
費用	○概算費用、積算(できる限り詳細に記載すること)

(2) 注意事項

- ・仕様書の内容に基づき作成すること。
- ・原則としてA4版縦・横書き、長辺綴じ、片面印刷とすること。
- ・提出された企画提案書等は委託先の選定のみを使用する。
- ・企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- ・企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等については、返却しない。
- ・企画提案書等の提出後、企画提案書の差替、訂正、再提出はできない。ただし、県から指示があった場合を除く。
- ・採択後であっても、提案者の都合により、記載内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

1 3 委託先候補者の選定について

(1) 選定方法

公募期間中に受け付けた企画提案書等について、公募要件を満たしているか一次審査を行い、一次審査を通過した提案について、福岡県人づくり・県民生活部青少年政策課が設置する「ワンヘルス教育プログラム実証事業業務委託に係る選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において、総合的な審査を行う。

(2) 評価方法

以下の評価項目、評価内容により審査を行い、合計得点の高い提案を行った者から順に委託先候補者とし、審査の結果を文書にて令和8年3月下旬を目途に通知する。

- ・委託先候補者が契約を辞退する場合、又は審査後に失格となることが判明した場合、次点の者を繰り上げる。
- ・提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会で審査し、委託先候補者を決定する。
- ・応募資格を満たさない場合、または提案内容が仕様書に反する又は矛盾する場合は、そのことをもって当該応募は不採択となる。

【評価方法】

評価項目	評価内容（評価の視点）
基本方針	・本事業の趣旨を理解しているか。
実施内容、方法	・本事業の目的に資する内容が提案されているか。 ・提案内容が具体的であり、業務の実施を想定するものになっているか。 ・提案された業務の実実施内容・方法が、仕様書に示された事項を満たした上で、提案者独自の観点や創意工夫が認められるか。
実施体制	・業務を円滑に実施するための体制は十分なものか。
費用	・業務を円滑に実施するための費用が適切に積算できているか。

(3) その他

次に挙げる事項に該当する場合は、失格とする。

- ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ②本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④委託者職員や選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤その他選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

1.4 契約締結について

- (1) 県は、委託先候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。
- (2) 委託業務内容は、委託先候補者が提出した企画提案書をベースとするが、契約協議の過程で、県が内容の修正を求めることがある。
- (3) 協議は、委託先候補者としての順位の上位の候補者から行い、合意に至らない場合は、次順位の委託先候補者と協議を行うものとする。
- (4) 選定された企画提案書類に基づき作成された仕様書により、委託先候補者に対して、見積の依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について、県と委託先候補者において協議を行うものとする。
- (5) 委託料は事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、需用費、賃借料等）を含むものとする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品の購入など資産取得となる経費等、仕様書に記載の経費等は対象外とする。
- (6) 契約にあたっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

15 その他

- ・企画提案書の提出は、1者につき1件に限る。
- ・企画提案書等の提出後、県が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- ・本要領に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、県の判断により決定を行う。提案者は、その内容に同意できない場合は応募および提案内容を撤回できるが、県は応募に要した一切の費用は負担しない。
- ・応募後に辞退する場合は、その旨速やかに連絡するとともに「辞退届（様式4）」を提出すること。
- ・県は企画提案書の管理について万全の注意を払うが、天災、その他の不慮の事故に基づく破損や紛失については一切の責任を負わない。
- ・本業務は予算成立前に公募を行うため、予算が成立しなければ提案を公募したことに留まり、この手続きを変更又は中止することがある。なお、契約しなかった場合においても、提案者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）等について一切補償しない。

16 問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県 人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年政策課 大学係

担当：佐々木

電話番号：092-643-3133

FAX番号：092-643-3122

E-mail：shisei-daigaku@pref.fukuoka.lg.jp